

常任配置の変更

① 関東地方評議会本部は、従来、各地区に地区専ら局を置き、それぞれ、三人乃至四人の常任執行委員もしくは常任書記を配置する方針を取つて来た。だが、今後は、その方針を改め、関東本部の常任を組合別に配置する方針を取るべきだと考え、

② 関東本部の常任配置に関する案は左の通りである。

関東全産労働者組合、……………三木、上藤、
 関東出版労働者組合、……………平村、
 関東木材労働者組合、……………松本、
 関東化学労働者組合、……………川村、
 関東繊維労働者組合、……………中尾、
 関東一般使用人組合、……………鈴木、野田、
 関東労働者組合、……………佐川、
 医ム従業員組合、……………塚川、
 日本映画従業員組合、……………露久保、後道、

③ 但し、関東地方評議会の常任は、各組合に籍を置く可、各組合の執行部は取場内の指業者によつて構成す。

★むすび★

関東地方評議会本部は以上の方針が最も正しき本質的方针であることを確信し、即時実践に移すべき熱意を持つものであるが、各組合、各分会、の諸君に於ても、その草案に基づいてむかひの大家討議を行ひ、最善の方針の確立を望んでやまないものである。

附 録

- 1) 総評議会加盟組合一覧表、
- 2) 関東地方評議会常任一覧表、
- 3) 総評議会の構成略圖、
- 4) 関東地方評議会構成略圖、
- 5) 組合構成略圖、……(1)
- 6) 全上、……………(2)
- 7) 全上、……………(3)
- 8) 国評、地区々別一覧表、

